

石巻市災害時備蓄計画

—改定版—

令和3年12月
石巻市

目次

1 はじめに	2
2 基本的な考え方について	3
3 備蓄イメージ	4
4 調達イメージ	5
5 備蓄物資目標数量	6
6 備蓄品目	7
7 整備（購入）計画	8
8 備蓄物資の管理	10
9 家庭内備蓄（市民による非常用持出品）の促進	11
10 事業所備蓄について	12
11 救援物資について	13
12 備蓄倉庫の配備	15

資料編

1 年次備蓄配備計画	17
------------------	----

1 はじめに

本市においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年2月に「石巻市災害時備蓄計画」を策定し、非常用持出品を持ち出せなかった避難者のために、食糧等を備蓄するという考え方にに基づき、避難所となる公共施設に各種備蓄品を配備してきました。

現行の「石巻市災害時備蓄計画」においては、避難所となる学校の統廃合を含む公共施設の増減などに伴い、配備する適切な備蓄体制など計画の見直しが必要となってきた。

このようなことから、復興・復旧事業の進展による人口移動が進んだ内陸部への備蓄体制配備など見直し強化や、避難所における感染症対策、生理の貧困などに対応するため、備蓄品の新たな配備も必要となり、社会情勢や環境の変化などに応じた備蓄計画の見直しを図るものである。

今後も引き続き、備蓄計画に基づき、自助・共助を基本に、日頃から災害に備えた家庭内備蓄や事業所内備蓄、自主防災組織等による地域内備蓄の必要性を市民へ周知を図り、災害時には適切な対策を市民、事業所、自主防災組織等及び行政が一体となって講じることができるよう、体制の充実強化を図っていくものとする。

なお、本計画は、今後4年*ごとに見直しを行うが、令和4年度から改定に着手する石巻市地域防災計画などの新たな対応が生じた場合には、その都度検討を加え、修正を図るものとする。

※ 本市では、食糧等は5年以上の賞味期限を有するものとしている。食糧等は備蓄して4年経過後に更新対象とし、賞味期限までの残り1年間で防災訓練等に利活用することから、4年を1つのサイクルと考え、対応しているもの。

2 基本的な考え方について

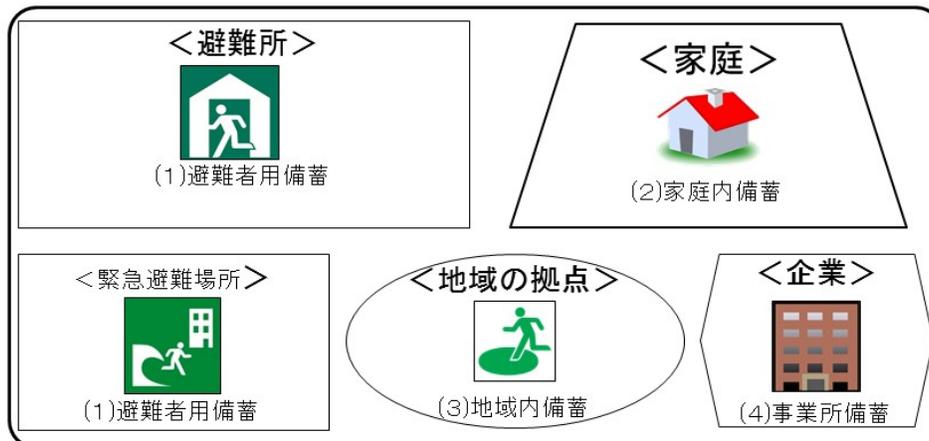
震災時は、被災地域における流通機能が停止し、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、「自らの生命は自らが守る」という防災の基本に鑑み、市民、事業所、自主防災組織等は日頃から、被災直後に必要な物資を最低3日分*備えておくことが必要である。

しかしながら、震災により家屋が倒壊、焼失した市民等や、来訪者等については、必ずしも非常用持出品を持ち出せるとは限らない。

このため、市は、市民等自らが非常用持出品として食糧品等の備蓄をすることを基本としつつ、非常用持出品を持ち出せなかった避難者等のための食糧や飲料水等及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄する。

※ 石巻市地域防災計画 共通編（平成26年12月）より

3 備蓄イメージ



(1) 避難者用備蓄

市は、大災害や、局地的な災害に備えて、本庁舎、総合支所、避難所となる学校施設、津波避難ビルや津波避難タワー等の緊急避難場所へ避難者用の備蓄を行う。

(2) 家庭内備蓄（市民による非常用持出品）

市民は、災害に備え、非常用持出品として、最低3日分の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等の備蓄を行う。

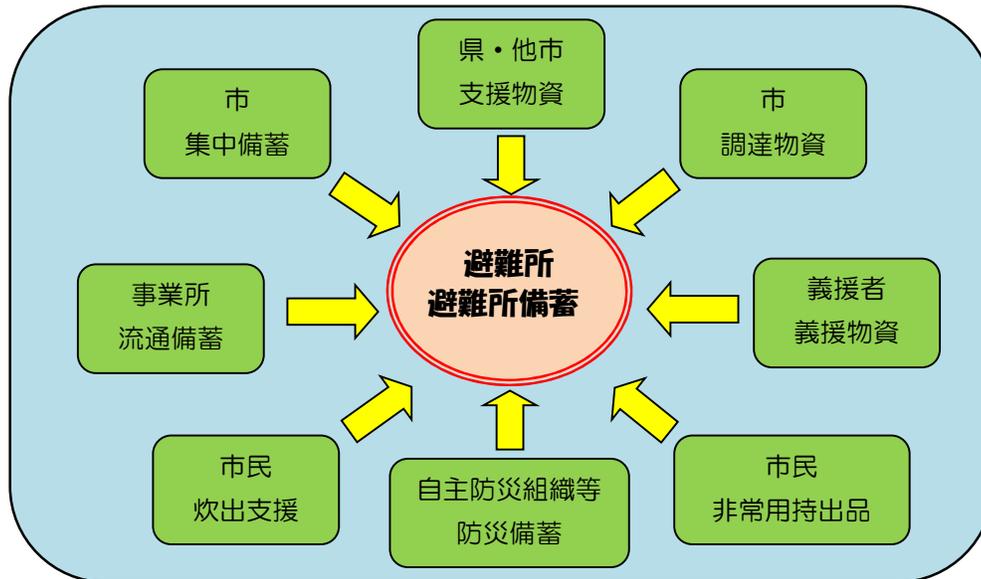
(3) 地域内備蓄（自主防災組織等による備蓄）

自主防災組織等において食糧等の物資の備蓄を行う。

(4) 事業所備蓄

事業者は、災害時に従業員等が必要とする最低3日分の食糧や飲料水等の物資の備蓄又は確保に努めなければならない。なお、集客施設を有する事業者においては、来場者の一時的な滞留を想定した備蓄を検討するものとする。

4 調達イメージ



(1) 市による集中備蓄

市は、大災害や局地的な災害時に、集中的に備蓄している倉庫から、必要な物資を必要とする避難所等に配送する。

(2) 市民による非常用持出品（家庭内備蓄）

市民は、災害時に、非常用持出品を持って避難する。

(3) 自主防災組織等による防災備蓄（地域内備蓄）

自主防災組織等において、避難者へ食糧等の提供を行う。

(4) 市民による炊出し

災害時において、市民や民間事業者等の協力による炊出支援を行い、避難所等へおにぎり等の配給を行う。

(5) 災害協定による流通業者の物資（流通備蓄）

予め流通業者等と、災害時における物資の供給協力に関する協定を締結し、食糧等が不足する避難所等へ迅速に配分する。

(6) 支援物資

市は、災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資、県や応援協定先自治体等から提供される物資について、不足する避難所に配分する。

5 備蓄物資目標数量

備蓄物資配分対象者数については、「東日本大震災に伴う避難所の最大避難者数」に基づき算定した。

(1) 目標全体数量

ア 最大避難者数

東日本大震災の津波浸水区域内の全ての世帯を想定し、70,000人とする。

イ 食・リットル数

1人あたり1日2食・リットル、3日分の食数とする。

4日目以降については、自衛隊や各自治体からの支援物資等により補うものとする。

$$\begin{aligned} &\Rightarrow 70,000人 \times 6食 \cdot \text{リットル} \\ &= \boxed{420,000食 \cdot \text{リットル}} \end{aligned}$$

(2) 全体数量の備蓄内訳

ア 市民（非常用持出品・家庭内備蓄）

最大避難者70,000人のうち、非常食等を持ち出せる避難者数を49,000人、それぞれ6食・リットルを持ち出すとし、294,000食・リットルを目標とする。

※ 平成24年12月7日の津波警報時の避難者の非常用持出品の持参率が約8割であったことから、想定では1割の安全率を加味し、避難者数の7割が持ち出せると想定（「平成24年12月7日の津波警報時の検証」による）。

イ 市（避難者用備蓄）

市が行う食糧及び飲料水の備蓄目標数量は、50,000食・リットルとする。

ウ 災害協定による流通業者（流通備蓄）

市による備蓄で不足が予想される分として、76,000食・リットルを目標とする。

区分	食糧	水	割合
市民	294,000 食	294,000 リットル	70%
市	50,000 食	50,000 リットル	12%
流通業者 (流通備蓄)	76,000 食	76,000 リットル	18%
計	420,000 食	420,000 リットル	

(3) 自主防災組織等による防災備蓄

全ての自主防災組織等に配備できるよう、啓発に努める。

6 備蓄品目

市による備蓄の品目については、十分な物資が配付されるまでの期間をまかなうものとして、必要不可欠な食糧、生活必需品等を選定し、予め配備する。

(1) 避難所への避難者用備蓄

- ア 食糧品等
調理不要食（おにぎり、缶入りパン等）、非常用飲料水（500ml ペットボトル）
- イ 生活必需品
毛布、簡易トイレ、カセットコンロ、カセットボンベ等
- ウ 資機材
発電機、ガソリン、太陽光ランタン、投光器、簡易担架、スコップ、ストーブ、バール等
- エ その他
救急箱セット、救助用マット等

(2) 緊急避難場所（津波避難ビルや津波避難タワー等）への避難者用備蓄

- ア 食糧品等
調理不要食（おにぎり、缶入りパン等）、非常用飲料水（500ml ペットボトル）
- イ 生活必需品
簡易トイレ、防寒具、救急箱セット等

(3) 総合支所への避難者用備蓄

- ア 食糧品等
調理不要食（おにぎり、缶入りパン等）、非常用飲料水（500ml ペットボトル）
- イ 生活必需品
毛布、簡易トイレ、カセットコンロ、カセットボンベ等
- ウ 資機材
発電機、ガソリン、太陽光ランタン、投光器、簡易担架、ストーブ等
- エ その他
救急箱セット、救助用マット、粉ミルク、哺乳瓶等

(4) 集中備蓄

- ア 避難所備蓄用品一式
- イ ボート
- ウ 粉ミルク、哺乳瓶
- エ 衛生用品（消毒液、マスク、ガウン等）
- オ 女性用生理用品

7 整備（購入）計画

備蓄品の配備計画を次のとおりとする。

(1) 避難者用備蓄及び集中備蓄

ア 調理不要食、非常用飲料水を毎年およそ12,500食・リットルずつ配備し、常時50,000食・リットルを備蓄する。

備蓄配備は4年サイクルで行うものとし、配備先及び配備時期については、別に定めるものとする。

なお、備蓄品の選定にあたっては、食物アレルギーを考慮するとともに、5年以上の賞味期限を有するものとする。

イ 粉ミルクについては、18箇月の賞味期限を有するものを購入し、毎年本庁舎及び総合支所に集中的に配備する。

なお、備蓄品の選定にあたっては、食物アレルギーを考慮する。

ウ 生活必需品、資機材、その他備蓄品については、避難所等において使用した場合や、不足が生じると予想される場合に、随時補充する。

(2) 流通備蓄

流通業者等と災害協定を締結し、物資の調達を行う。

(3) 備蓄品の有効活用

賞味期限を有するものについては、賞味期限を迎える前に、地域や学校の防災訓練等で防災啓発に活用することにより、防災意識の高揚を図るという考え方を基本とする。

● 流通備蓄に関する協定締結一覧（令和3年4月1日現在）

協定名	協定内容	協定先
日本水道協会東北支部災害時相互応援に関する協定書	東北地方支部(東北6県)間の応急給水、復旧等の相互協力	日本水道協会東北地方支部
日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」	県支部内(8都市)間の応急給水・復旧等の相互協力	日本水道協会宮城県支部
災害時における水道施設復旧応援に関する協定書	応急給水、応急復旧に必要な職員、資機材の派遣、提供	宮城県管工事業協同組合連合会
災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県さいたま市との応急給水、応急復旧等の相互協力	さいたま市水道部
小型動力ポンプ付水槽車による緊急飲料水の供給等に関する協定書	大型水槽車による応急給水等	石巻地区広域行政事務組合
災害時における応急復旧活動等に関する協定書	応急給水、応急復旧、情報収集、広報活動等	石巻広域管工事業協同組合

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	応急生活物資供給	(株)セブンイレブンジャパン地区事務所
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	応急生活物資供給	(株)イトーヨーカ堂
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	応急生活物資供給	(株)ツルハ
災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定書	応急生活物資供給	みやぎ生活協同組合
災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定書	資器材等物資の供給	ホームマック(株)
災害時における支援協力に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	イオン(株)
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	一時避難場所及び食糧生活物資等の集積場所の提供	イオン(株)
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	応急生活物資供給	仙台コカコーラボトリング(株)
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	応急生活物資供給	(株)伊藤園古川支店
災害時における飲料供給に関する協定書	応急生活物資供給	サントリーフーズ(株)東北支社
災害時における飲料水の無償供給に関する協定書	災害時における飲料水の無償供給(河北地区)	株式会社ササコーテック
災害時における物資供給に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	(株)コメリ
災害時における物資供給に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	(株)ファミリーマート
災害時における支援協力に関する協定書	救援物資の提供	(株)かほく・上品の郷
災害時における物資供給に関する協定書	応急生活物資の供給及び運搬	メタウォーター(株)
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資(燃料)の供給	(株)岩城屋商店
災害時における支援協力に関する協定書	支援物資(木質燃料)の供給	(株)戸田商店
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッドの供給	レンゴー(株)新仙台工場
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッドの供給	今野梱包(株)

8 備蓄物資の管理

災害時に備蓄物資を使用するのは、主に地域住民になることから、地域住民が備蓄物資の保管場所を把握することや、資機材の使用方法を習得することが大切である。

このため、備蓄倉庫の管理方法や役割分担について、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法等をまとめたマニュアルを作成するなど、地域住民の理解と協力を得ながら、災害時の対応が速やかに行えるよう、地域が主体となった備蓄物資の適正な管理を促進する。

9 市民による非常用持出品（家庭内備蓄）の促進

「自らの生命は自らが守る」という防災の基本に基づき、各家庭において、災害時に持ち出せる備蓄品を備えておくことが重要であり、継続的に広報を行いながら、家庭内備蓄を促進していく。

(1) 非常用持出品の準備

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要となる。

また、非常用持出品は、リュックサック等の持ち運びしやすいものに収納し、すぐに持ち出せる場所に保管する。

【最低限必ず備蓄するもの】

食糧、飲料水（長期保存可能なもの）、ラジオ、懐中電灯等

【その他の備蓄品】

毛布、タオル、ヘルメット、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（お薬手帳）、老眼鏡、携帯電話充電器、ライター、軍手等

(2) 備蓄食糧の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食糧として適している。

- ア 日常生活にも使え、なおかつ長期保存に耐えられるもの
- イ 調理にあまり手間のかからないもの
- ウ 持ち運びに便利なもの
- エ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(3) 家庭での備蓄に適した食糧・飲料水

主食	米、パン、冷凍麺、インスタント麺、ビスケット、シリアル食品等
主菜	缶詰（肉類、魚介類）、レトルト食品、漬物等
汁物	スープ類（みそ汁、ポタージュ等）
嗜好品	飴、チョコレート、ガム、ようかん、乾物等
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、栄養ドリンク等

上記の食糧・飲料水をローリングストック*することが望ましい。

※ 備蓄（ストック）の回転（ローリング）とは備蓄した食品を定期的に消費し、食べた分だけ買い足していく方法をいう。

10 事業所備蓄について

石巻市防災基本条例第9条では、「事業者は、災害から当該事業所に勤務する全ての従業員及び顧客の安全を確保するための対策及び事業所が所在する地域の住民の安全に配慮した対策を実施するよう努めなければならない。」とされている。

そのため、事業者は、食糧や飲料水等の備蓄に努めるほか、定期的な防災訓練等により、従業員の防災意識を高揚させる必要がある。

さらに、近隣住民等と連携することも防災力の向上に欠かせないため、近隣住民との日頃からのコミュニケーションが必要と考えられる。

(1) 事業所等で用意することが望ましいもの

食糧・飲料水（3日以上）、医薬品、携帯トイレ、防水シート、ヘルメット、テント、ラジオ、乾電池、軍手、長靴、自転車等

※ 保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する。

※ 食糧、飲料水等は、定期的な点検及び更新（買い替え）が必要である。

(2) 従業員（個人）で用意することが望ましいもの

携帯食糧、飲料水、懐中電灯、防寒着、手袋、歩きやすい靴、携帯ラジオ等

11 救援物資について

東日本大震災では、特定の場所に救援物資が大量に届けられ、そこで仕分けする処理能力を超えていたため、救援物資が山積になり、搬入の情報が錯綜したという事例があった。

このように、受け入れた物資の仕分けには、多くのマンパワーを要し、すみやかに避難所に搬送できない恐れがある。その要因の一つとして、一つの送付物に多種多様の物資が詰められてくるため、その開封・仕分けに時間を要したことが考えられる。

このことから、被害の状況に応じて、適切に救援物資受入のコントロールを行う必要がある。また、必要な物資を円滑に供給するには、物流計画の専門家のノウハウや知識も必要であることから、総合物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める必要がある。

● 救援物資及び支援物資等の管理に関する協定締結一覧（令和3年4月1日現在）

協定名	協定内容	協定先
広域石巻圏防災に関する相互応援協定書	広域石巻圏（旧1市9町）間の救助、復旧の相互協力	東松島市、女川町
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	県内全市町村相互間の物資、資機材の提供及び職員派遣	宮城県
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	茨城県ひたちなか市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	神奈川県平塚市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都葛飾区
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都中央区
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	大崎市、山形県新庄市、山形県酒田市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	秋田県湯沢市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	山形県河北町、徳島県藍住町
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	熊本県八代市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	香川県丸亀市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	東京都狛江市

災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	長野県諏訪市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	兵庫県芦屋市
災害時相互応援協定	救助、復旧の相互協力 (役務提供物資調達)	山口県萩市
災害時における被災者に対する 防災活動協力に関する協定書	一時避難場所及び食料生活物資 等の集積場所の提供	イオン(株)
災害時における支援協力に関する 協定	支援物資の管理及び避難所等へ の物資配送	(株)佐川急便
緊急物資の輸送に関する協定書	生活救援物資等の輸送	公益社団法人 宮城県トラック 協会
災害時における支援協力に関する 協定書	支援物資等の輸送	(株)三條商事
災害時における支援協力に関する 協定書	支援物資等の輸送	(株)サンワテック
災害時における支援協力に関する 協定書	支援物資等の輸送	(株)エハタ運輸
災害時における支援協力に関する 協定書	支援物資等の輸送	(有)信陽
災害時における支援協力に関する 協定書	支援物資等の輸送	(株)野川商店
災害時における支援協力に関する 協定書	支援物資等の輸送	(株)フジイ

1 2 備蓄倉庫の配備

それぞれの備蓄の目的に沿った備蓄倉庫の整備を進めていく。

(1) 避難所備蓄倉庫

ア 学校施設

空き教室等の活用や、日本赤十字社から寄贈された防災倉庫を活用する。

イ 集会所等

自主防災組織等による防災倉庫の配備を促進する。

ウ 津波避難タワー及び津波避難ビル

市が津波避難タワー及び津波避難ビルを整備する際は、防災倉庫を設置又は同等の機能が発揮できるよう工夫する。また、民間事業者等が整備する津波避難ビルにおいては、石巻市津波避難場所整備事業費補助金による防災倉庫の整備を促進する。

エ 高台避難場所

市が整備した高台避難場所へ備蓄品を収納する防災倉庫を設置する。

(2) 集中備蓄倉庫

石巻市防災センター及び石巻市防災倉庫を活用する。

1 年次備蓄配備計画